

路上喫煙禁止区域の指定について（素案）  
パブリックコメント意見募集結果について

1 案件名

「路上喫煙禁止区域の指定について（素案）」

2 実施機関（担当所管課）

- (1) 名称：環境水道部 環境政策課
- (2) 電話番号：06-6902-7212

3 概要

意見募集期間

令和5年10月2日（月）から令和5年10月31日（火）まで

4 閲覧場所

- (1) 環境政策課
- (2) リサイクルプラザ
- (3) 市情報コーナー（市役所別館1階）
- (4) 宿直室前（市役所本館1階）
- (5) 保健福祉センター
- (6) 南部市民センター
- (7) 市民プラザ
- (8) ルミエールホール
- (9) 市民交流会館・中塚荘
- (10) 市立公民館
- (11) 図書館本館
- (12) 市立総合体育館
- (13) 老人福祉センター
- (14) 高齢者ふれあいセンター
- (15) 女性サポートステーション（WESS）
- (16) 市ホームページ

5 受付した意見等の件数等

18件（\*18名の方から意見が出されました。）

6 提出方法及び提出人数

意見箱投函 15名、Eメール 3名 合計18名

## 7 意見に対する考え方

寄せられた意見による素案の修正は行いませんが、意見に対する市の考え方は以下の通りです。

### 路上喫煙禁止区域の指定について（素案）に対する意見

意見の分類	意見の概要	意見等に対する市の考え方
路上喫煙禁止区域及び公共喫煙所について	<p>○昨今喫煙者は減少傾向にあり、たばこ販売店として売り上げも減少の一途をたどっており、販売店の近隣を路上喫煙禁止区域に指定すると、さらに売り上げが減少するため、販売店の近隣は路上喫煙禁止区域から除外してほしい。</p> <p>たばこ販売店の近隣が禁止区域となる場合、たばこ販売店の近隣に喫煙所を設け、経営への影響が最小限になるよう配慮してほしい。</p> <p>○路上喫煙禁止区域の指定に伴い、公共喫煙所を整備してほしい。（15件）</p> <p>○JTから寄贈を受けた喫煙所は足元がスカスカで二重のクランクも設けられておらず、煙が漏れてしまうので設置しないでほしい。</p>	<p>○路上喫煙禁止区域の指定については、昼夜問わず人通りが多く、路上喫煙による火傷や煙の臭いなどの被害を防止する必要性が高い区域において喫煙を禁止するものであり、市、市民及び事業者が協力して喫煙マナーの向上に向けた取り組みを進めるものがあります。</p> <p>また、禁止区域の指定とともに、公共喫煙所を整備についても進めてまいります。</p> <p>○昼夜問わず人通りが多く、喫煙による被害を防止する必要性の高い区域を路上喫煙禁止区域に指定するとともに、公共喫煙所を整備についても進めてまいります。</p> <p>○喫煙所の仕様につきましては、可能な限り煙が漏れないような構造にすることを検討してまいります。</p>
	<p>○喫煙者と非喫煙者が共に快適に暮らすことができる社会を実現するためには、分煙環境の整備が必須であり、たばこ税の一部が喫煙所の設置に充当されることを要望する。</p>	<p>○市町村たばこ税は、使い道が限定される目的税ではありませんが、令和2年度税制改正大綱において、「今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設の整備を図るよう促すこととする。」とありますので、これらの趣旨を踏まえ適切に対応してまいります。</p>

<p>路上喫煙禁止区域内の指導について</p>	<p>○禁止区域内でも歩きたばこやポイ捨てをする人は多いので、路上喫煙指導委員の配置や悪質喫煙者に対して警察から指導するなど、喫煙者への指導を徹底してほしい。</p>	<p>○路上喫煙禁止区域内で喫煙をする人に対し、必要な指導を行い、決められた喫煙所にて喫煙するよう勧告を行っておりますが、マナーを守って喫煙していただけるよう、今後は禁止区域内での喫煙者への指導を強化することを検討します。</p> <p>また、再三の勧告にも関わらず喫煙を止めない者に対しては、過料1,000円を科すことができると条例に規定しております。</p>
-------------------------	---	---